

## 第2次福岡市消費者教育推進計画（案）に対する

### パブリック・コメントの実施結果概要

#### (1) 実施目的

福岡市長から諮問された「第2次福岡市消費者教育推進計画（案）」（以下「計画案」という。）を、福岡市消費生活審議会で審議するにあたり参考とするため、パブリック・コメント手続きによって市民等の意見募集を実施した。

#### (2) 意見募集期間

令和2年1月6日から令和2年2月5日まで（31日間）

#### (3) 実施方法

##### ① 計画案の公表方法

計画案について、次の場所で閲覧・配布を行うとともに、市のホームページにおいて掲載した。

<資料の閲覧・配布場所>

市消費生活センター（あいれふ7階）、情報プラザ（市役所1階）、情報公開室（市役所2階）、各区情報コーナー、入部出張所、西部出張所

##### ②意見募集の周知方法

- ア. 市政だよりによる周知
- イ. 市ホームページによる周知

##### ③意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかにより、必ず氏名と住所を明記のうえ、意見提出用紙または任意の様式にて意見を受け付けた。

#### (4) 意見の提出状況について

##### ①意見提出者

個人1人（提出方法 郵送1人）

##### ② 意見件数

2件

### ③意見分類

該当項目		意見数
第1章	「福岡市消費者教育推進計画」の基本的な考え方	0
第2章	消費者を取り巻く現状と課題	0
第3章	消費者教育推進の基本的な方向性	0
第4章	消費者教育推進上の重点目標と具体的な取組み	0
	福岡市消費者教育施策事業一覧	2
合 計		2

#### (5) 市民意見の要旨及び市の考え方について

別紙のとおり

第2次福岡市消費者教育推進計画（案）に対する市民意見の要旨及び意見に対する考え方

番号	ページ	項目	意見の要旨	意見に対する対応	意見に対する考え方
1			<p>食品ロスについて、食事処で食べきれなかった物を、持ち帰らして欲しい。自己責任であって、事業者側には一切責任はないと市民に知らしめる。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、今後国の基本方針が示される予定であることから、その動向等を踏まえ、対応を検討してまいります。</p>
2	67	<p>福岡市消費者教育施策事業一覧</p> <p>出前講座「『食品ロス』ってなに？～その食品ほんとうに捨てるの？～</p>	<p>野菜等の売れ残りについて、現在、子ども食堂などに無償で提供しているところもあるが、これをもっと増やして欲しい。近場のスーパーの野菜部門等がもっと協力が出来る様に、なんとかして欲しい。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 食品ロス削減の観点から、食品小売業についてはまず食品ロスの発生抑制に努めてもらうこととし、それでも廃棄される食品については、日持ちのしないものはリサイクルへ、消費・賞味期限に余裕があるものについては、フードバンクなどへの提供を依頼するなどの取組みを推進してまいります。 また、家庭での食品ロスの削減のため、計画的な買い物や、食材の使い切り、未使用の食材を提供するフードドライブ活動について、出前講座等を通じて啓発してまいります。</p>